破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第７３号
新潟県三条市直江町４丁目２番10号
債務者　光星株式会社
代表者代表取締役　赤塚　和夫
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野　義雄
4　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午後２時

新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第７２３号
千葉県我孫子市天王台６丁目17番28号
債務者　常総開発サービス株式会社
特別代理人　守屋　智章
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧田謙太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後２時

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７５６号
千葉県松戸市松戸1847番地
債務者　アイ・ディ・シー株式会社
代表者代表取締役　小野　光雄
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　香遠　優介
4　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後２時20分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６０６号
川崎市中原区北谷町17番地302
債務者　有限会社テクノユニオン
代表者取締役　泉本　祐志
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　諭
4　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月28日午前11時

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２５４８号
横浜市磯子区洋光台４丁目１番１―808号、商業登記簿上の本店所在地東京都港区赤坂７丁目11番８号パームヒル赤坂ビル４階
債務者　株式会社ミラン・インターナショナル
代表者代表取締役　田中　常治
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲村　育雄
4　破産債権の届出期間　平成25年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後３時30分

横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３９４号
横浜市鶴見区北寺尾７丁目13番４号
債務者　サイカ工業株式会社
特別代理人　山下　　晃
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　糸井　淳一
4　破産債権の届出期間　平成25年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月19日午前10時

横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４８４４号
東京都足立区六木１丁目４番８号
債務者　有限会社スーパーとちぎ
代表者代表取締役　渡邉　慈志
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　晃一
4　破産債権の届出期間　平成25年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月15日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５８号
静岡県浜松市東区有玉西町428番地の５
債務者　浜松酒販協同組合
代表者代表理事　山本　和夫
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊豆田悦義
4　破産債権の届出期間　平成25年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午後１時30分

静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第８３３号
北九州市若松区南二島４丁目12番１号
債務者　市川工業株式会社
代表者代表取締役　市川　義次
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角南　雅徳
4　破産債権の届出期間　平成25年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月22日午後２時

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３３１号
香川県高松市勅使町212番地１
債務者　株式会社うどんの庄かな泉
代表者代表取締役　大西　康正
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝口　耕司
4　破産債権の届出期間　平成25年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午後２時

高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２９９号
岡山県倉敷市二日市376番地の５
債務者　ワンオアエイティ有限会社
代表者代表取締役　竹内　誠司
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅　　真彦
4　破産債権の届出期間　平成25年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月13日午前10時

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第５３３号
新潟県五泉市青橋838番地１
債務者　株式会社ル・ジュール
代表者代表取締役　佐藤　慶三
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
4　破産債権の届出期間　平成25年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月22日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０１号
新潟県上越市北城町１丁目17番14号
債務者　株式会社ミック
代表者代表取締役　重野　大輔
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原野　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午後１時30分

新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１７０２号
埼玉県朝霞市朝志ヶ丘１丁目２番１―636号
債務者　Ａ＆Ａ株式会社
代表者代表取締役　平澤あや子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午前10時

さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３６０号
兵庫県伊丹市南鈴原４丁目35番地
債務者　有限会社光山組
代表者取締役　光山　好男
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嘉藤　憲暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月28日午前10時40分

神戸地方裁判所伊丹支部